

大阪大学での各種経済的支援一覧（注1,2）

2021年5月26日現在

NO.	制度名	区分					対象	概要	申請時期	お問い合わせ先
		入学料 免除	授業料 免除	給付 奨学金	貸与 奨学金	その他				
1	大阪大学授業料免除等制度	○	○				学部生 大学院生	学資負担者の死亡や風水害等の罹災、その他経済的理由など、本学が定める申請要件等に該当し、授業料（入学料）の納入が困難な正規生に授業料（入学料）を免除等する制度です。 ※令和3年度以降入学の日本人等学部学生で高等教育修学支援制度の申請資格を有する方は本制度に申請いただけません。	3月上旬～4月上旬 9月上旬～10月上旬	吹田学生センター授業料免除担当 T: 06-6879-7088,7089 E: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp
								https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission		
2	高等教育修学支援制度（在学採用）	○	○	○ （注3）			学部生 ※外国人留学生除く	「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、 <u>学部</u> に在籍する <u>日本人等学生</u> （特別永住者、永住者などを含む）のうち支援対象者として認められる方を対象に、授業料（入学料）を減免し、給付奨学金を支給する制度です。	3月上旬～4月上旬 9月上旬～10月上旬	入学料免除、授業料免除： 吹田学生センター授業料免除担当 T: 06-6879-7088,7089 E: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp 奨学金： 豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5038,5039 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
								https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2#zaigaku		
3	高等教育修学支援制度（家計急変）	○	○	○ （注3）			学部生 ※外国人留学生除く	上記の高等教育修学支援制度で、予測できない事由により <u>家計が急変</u> し、緊急に支援の必要がある場合には通常の申請時期を待たず、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば支援対象とする制度です。	随時（家計急変事由発生3か月以内）	入学料免除、授業料免除： 吹田学生センター授業料免除担当 T: 06-6879-7088,7089 E: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp 奨学金： 豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5038,5039 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
								https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2#kyuhen		
4	日本学生支援機構 貸与型奨学金				○ （注3）		学部生 大学院生 ※外国人留学生除く	日本学生支援機構奨学金【貸与型奨学金】は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）があり、ともに、学業、人物ともに優れ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に貸与される制度です。	4月上旬～4月下旬	豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5038,5039 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
								https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit		
5	日本学生支援機構 貸与型奨学金（緊急採用、応急採用）				○ （注3）		学部生 大学院生 ※外国人留学生除く	上記の日本学生支援機構奨学金で、生計維持者が、失職・破産・会社の倒産・事故・病気・死亡等または火災・風水害による被災等により <u>家計が急変</u> した学生が対象となります。	随時（家計急変事由発生1年以内）	豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5038,5039 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
								https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit#kinkyu_okyu		
6	日本学生支援機構「緊急特別無利子貸与型奨学金」				○		学部生 大学院生 ※外国人留学生除く	今般、 <u>アルバイト収入等の大幅減少</u> により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」について、令和4年1月まで申請を受け付けます。	令和4年1月5日まで	豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5037 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
								KOAN掲示板（奨学支援）から「緊急特別無利子貸与型奨学金」を検索		
7	日本学生支援機構貸与奨学金の期日前交付					○	2021年5月現在で 貸与奨学生である 学部生 大学院生 ※外国人留学生除く	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早期にまとまったお金が必要となった学生への支援として、令和3年7月9日の貸与奨学金振込時に、本来の「7月分」と併せて「8月分」と「9月分」を貸与奨学金を一括で振込します。	令和3年6月1日まで	豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5037 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
								KOAN掲示板（個別連絡）にて対象者のみに連絡		

NO.	制度名	区分					対象	概要	申請時期	お問い合わせ先
		入学科 免除	授業料 免除	給付 奨学金	貸与 奨学金	その他				
8	地方公共団体及び民間奨学 団体の奨学金			○	○		学部生 大学院生 ※外国人留学生除く	学業、人物ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる学生に給与もしくは貸与する制度です。	2月下旬～3月上旬	吹田学生センター民間奨学金担当 T: 06-6879-7084 E: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp
		https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/gov_n_private								
9	JASSO災害支援金					○	学部生 大学院生	学生やその生計維持者・留学生が住んでいる家が、半分以上壊れたり、床上浸水したりするなどした場合、一日でも早く元の生活に戻り、学業を続けることができるよう、支援金（１０万円）を支給する制度です（返す必要はありません）。	随時（被災から概ね5 か月以内）	豊中学生センター奨学金担当 T: 06-6850-5037 E: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp
		https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/others/jasso_shien								

注１：留学（受入・派遣共）用奨学金及び外国人留学生を対象とする奨学金は記載していませんので、所属学部・研究科教務担当係、国際学生交流課にご確認ください。

注２：複数学部・研究科の学生を対象とするもののみを記載しています。自学部・研究科の学生のみを対象とするものは、所属学部・研究科教務担当係にご確認ください。

注３：下表参照

奨学金の種類			月額 （2021年度入学者の場合）	
学部生	給付奨学金		自宅通学	29,200円（33,300円）、19,500円（22,200円）、9,800円（11,100円）のいずれか
			自宅外通学	66,700円、44,500円、22,300円のいずれか
	貸与	第一種奨学金（無利子）	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円のいずれかを選択
			自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円のいずれかを選択
		第二種奨学金（有利子）	20,000円～120,000円（10,000円単位）から希望する金額を選択	
大学院生	貸与	第一種奨学金（無利子）	博士前期（修士）課程	50,000円、88,000円のいずれかを選択
			法科大学院	
			博士後期（博士）課程	80,000円、122,000円のいずれかを選択
		第二種奨学金（有利子）	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円の中から希望する金額を選択	

大阪大学以外での各種経済的支援一覧

2021年5月26日現在

NO.	制度名	対象	概要	申請時期	お問い合わせ先
1	日本政策金融公庫の教育ローン	幅広い世帯の方	大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内（一定の要件に該当する場合は、450万円まで）の貸付を行うものです。利息は年1.66％(固定金利)です。	随時	日本政策金融公庫
			https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html		
2	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）	事業主	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき休業を実施した場合に、事業主が従業員に支払った休業手当の一部を助成するもので、学生アルバイトを含む非正規雇用の従業員の休業も助成金の支給対象となります。また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、支給対象となります。 ※事業主が申請する制度です。	事業主が設定した原則1か月の休業実施期間末日の翌日から2か月以内	・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク） ・雇用調整助成金コールセンター（0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）） ・厚生労働省公式LINE アカウント
			https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#inquiry		
3	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	学生アルバイトを含む、休業手当を受けることができなかった労働者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、休業前賃金の8割（6割の場合も有）を、休業実績に応じて支給を行うもので、学生アルバイトも支援対象となります。また、時短営業等で勤務時間が減少した場合や、シフト日の減少など月の一部分の休業も対象となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）労働者が事業主の協力を得て、申請する制度です。	申請対象期間（休業期間）により期限が異なります（下記URL参照）	・厚生労働省ホームページ ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00/ 土日祝 8:30～17:15）
			https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html		
4	生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）	幅広い世帯の方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための生活資金を必要とする世帯に20万円以内の貸付を行うものです。 ※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。 ※返済開始時期を令和4年3月末まで延長しています。 ※紹介動画：https://www.youtube.com/watch?v=i339Vovm-S4 ※緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月15万円以内（単身世帯の場合）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。	随時 （※令和3年6月末まで）	・お住まいの市区町村の社会福祉協議会 ・個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター（0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む））
			https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/samout/index.html		
5	生活福祉資金貸付金（教育支援資金）	低所得世帯	低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額6.5万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行うものです。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内の貸付を行うものです。	随時	お住まいの市区町村の社会福祉協議会
			https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html		
6	母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）	母子・父子・寡婦家庭の方	母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金として、無利子・38万円以内（国立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月9.6万円（自宅外通学の場合）以内で貸付を受けられる制度です。 ※母子父子寡婦福祉貸付金による貸付を受けた方であって、高等教育の修学支援新制度による支援を受けた方は、母子父子寡婦福祉貸付金の一部又は全部を返還いただく必要があります。	随時	お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当
			https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/23.html		
7	住居確保給付金	独立生計・収入減の方	離職・廃業後2年以内又は個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している方で、収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。 ※支給期間：原則3か月（延長は2回まで最長9か月（令和2年度中に新規申請した方は最長12か月）） ※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、詳しくは相談窓口となる自立相談支援機関等にご相談ください。 ※紹介動画：https://www.youtube.com/watch?v=jknSTkyyGtK	随時	・お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関 ・住居確保給付金相談コールセンター（0120-23-5572 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む））
			https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html		